

農協法に基づく行政処分（報告徴求）に対する J A 秋田おばこからの報告について

農業経済課

7月18日付けで報告徴求の行政処分を行っていたJ A秋田おばこ（以下「J A」という。）の書類が民間倉庫から発見された件について、今般、J Aから報告があった。

1 経過

- 7月6日 一部の報道機関が、民間倉庫から調査漏れと思われる書類が発見されたとの報道
- 7月18日
 - ・ 民間業者がJ Aに対し書類の引き渡しを実施（県が立会い）
 - ・ 2回目の報告徴求（行政処分）
 - ① 第三者調査機関の調査結果を踏まえた次の事項
 - ・ 一部書類が第三者調査委員会に提出漏れとなった原因と経緯
 - ・ 7月2日付けの第三者調査委員会の報告に係る補正・追加の有無及び根拠
 - ・ 同報告に係る補正・追加がある場合はその内容
 - ② 書類の保管状況と保管態勢の改善策
- 7月22日 J Aが第三者調査委員会を設置（前回調査と同じ委員構成）

調査期間 7月22日～9月7日

調査方法

- ・ 関係役職員、民間業者等からのヒアリング
- ・ 民間業者から引き渡しを受けた書類（以下「本件書類」という。）の閲覧・検討
- ・ 関係諸規程等の閲覧・検討

- 8月28日 行政処分に係る県への報告（書類保管態勢の改善策等）
- 9月12日 行政処分に係る県への報告（前回調査結果への影響等）

2 行政処分に対する報告内容

(1) 書類保管態勢の改善策等

- ア 文書の明細、保存期間、保管場所等を記載する文書保存簿・管理表等の作成
- イ 文書廃棄リストの作成及び廃棄時のチェック体制の整備
- ウ 各部署に文書管理責任者及び文書係を設置し、適切な管理を徹底
- エ 書類保管施設の新設（J Aの空き事務所を活用）

(2) 前回調査結果への影響等

第三者調査委員会の調査結果に基づき、前回調査結果への影響はなく、経営改善計画や再発防止策についても補正・追加を要する事項はない旨の報告があった。

〔第三者調査委員会の調査結果等〕

ア 書類の第三者調査委員会への提出漏れがあった原因について

J Aにおける文書管理に係る内部統制の欠陥に基づくものと認められる。

なお、調査の結果、本件書類を隠蔽する動機などは認められず、意図的に隠蔽されたものではないものと判断する。

《文書管理に係る内部統制の欠陥》

① 文書管理規程の整備の不備

収受・発送文書以外の文書に関し、保管・廃棄等に関する記録内容が不十分

② 文書管理規程の運用の不備

文書の管理が規程どおりに行われていない。

③ J A役職員の意識不足

過去の書類を参照する機会も少なく、書類の保管に関する意識が希薄

イ 前回調査結果に与える影響について

本件書類が前回調査結果に与える影響はないものと判断する。

なお、一部の書類（14点）が、民間業者から引き渡しを受けた書類に含まれていなかったことが判明したが、当該書類の表題から判断して、前回調査結果に影響を与える可能性は低いと史料される。

※ この問題が表面化する前の6月28日に、J Aの一部理事（3名）、監事（1名）が、民間倉庫で書類を確認し写真撮影していた。

第三者調査委員会の調査の過程で、この写真と本件書類を突合せたところ、一部の書類（少なくとも14点）が不足していることが判明した。

ウ 改善要望事項

J Aの文書管理規程の整備・運用に関しては、諸々の問題はあるが、根本的な問題は、規程に関する理解の欠如にあるものと思料される。

J Aの全ての役職員において、今回の文書管理業務に関する問題点を理解し、規程の重要性、規程に準拠した業務の遂行に係る問題意識を共有する取組が求められる。

3 今後の県の対応

8月28日に報告があった文書管理態勢の改善策に基づき、改正された文書管理規程に則して適切な文書管理業務が遂行されるよう、指導・監督を行う。